



# 所得税・住民税の申告について

全戸配布

令和8年1月1日に松崎町にお住まいの方は、昨年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)の収入状況を申告する必要があります。以下の内容をご確認いただき申告してください。なお、申告の必要が無い場合もありますので、併せてご確認ください。

## 持参するもの

### (1) マイナンバーが分かるもの+本人確認書類

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

例1 **マイナンバーカード** (本人確認書類を兼ねる)

例2 通知カードまたはマイナンバー入りの住民票+運転免許証、公的医療保険の資格確認証など

### (2) 税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき(お持ちの方)

### (3) 申告者本人名義の口座番号が分かるもの ※還付申告の場合に必要です。

### (4) 令和7年中の収入を明らかにできるもの

- ・ 給与収入 . . . . . 給与所得の源泉徴収票
- ・ 年金収入 . . . . . 公的年金の源泉徴収票
- ・ 営業、農業、不動産収入 . . . 収支内訳書

収支内訳書を作成していない場合は、順番を後にさせていただくことがあります。

- ・ その他収入の分かる書類 . . . 報酬の支払調書、個人年金や生命保険料払戻金等一時所得の証明書や配当収入の支払通知書など

### (5) 控除を受けるための書類

- ・ 社会保険料控除 . . . . . 国民年金保険料の支払証明書、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の年間支払額など
- ・ 生命保険料控除 . . . . . 生命保険料(一般分、個人年金分、介護医療分)の控除証明書
- ・ 地震保険料控除 . . . . . 地震保険料の控除証明書
- ・ 障害者控除 . . . . . 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・ 寄附金控除 . . . . . 寄附金の受領を証明する書類
- ・ 配偶者(特別)控除 . . . . . 配偶者の所得が分かるもの
- ・ 医療費控除 . . . . . 医療費控除の明細書(医療費の領収書や高額療養費などの払戻金等の明細を個人ごと、医療機関ごとに集計したもの)またはセルフメディケーション税制の明細書(対象の領収書や払戻金等の明細を支払先ごと、医薬品の名称ごとに集計したもの)と一定の取組を行ったことを明らかにする書類

明細書を作成していない場合は、順番を後にさせていただくことがあります。

### (6) その他

- ・ 家族の分の申告をする場合 . . . 家族の**マイナンバーカード**
- ・ 扶養親族がいる場合 . . . . . 扶養親族の**マイナンバーカード**

下記に該当する場合は、住民税の申告は不要です。

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 収入が給与のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が町へ提出されている方
- ③ 収入が400万円以下の公的年金のみで、支払者から年金支払報告書が町へ提出されている方
- ④ 収入が0円で同一世帯の親族の配偶者控除・扶養控除の対象となっている方

※②③において、医療費控除や社会保険料控除の追加などの変更がある方は申告が必要です。

➤ 詳しくは3ページのフローチャートでご確認ください。

《問合せ先：窓口税務課 電話：0558-42-3968》

【申告受付日程は2ページをご覧ください】

# 令和8年 住民税申告受付日程

※会場は各公民館ではなく  
生涯学習センターです。

日付		地区	日付		地区
2月10日(火)	午前	池代	2月24日(火)	午前	櫻田
	午後	門野	2月25日(水)	午前	道部
2月12日(木)	午前	大澤・小杉原	2月26日(木)	午前	野田・中村
	午後	船田		午後	山口
2月13日(金)	午前	明伏	2月27日(金)	午前	指川・松尾・金沢
	午後	峰輪		午後	八木山
2月16日(月)	午前	南郷・吉田	3月2日(月)	午前	峰
	午後	那賀・建久寺	3月3日(火)	午前	岩地
2月17日(火)	午前	伏倉	3月4日(水)	午前	雲見
2月18日(水)	午前	江奈1		午後	石部
	午後	江奈2	3月5日(木)	午前	宮内
2月19日(木)	午前	江奈3	3月6日(金)	午前	東・西・南・北・中区
	午後	江奈4		午後	
2月20日(金) 午前・午後 全地区(税務署相談日) *事前予約制です。					

該当地区で申告できなかった場合は、下記の日程で受け付けいたします。(土・日を除く)

3月9日(月)～3月13日(金) 午前・午後	全地区
------------------------	-----

【場所】 **生涯学習センター 4階 ふれあいホール**

【時間】 午前： 9時～11時30分 (受付時間： 8時30分～11時)  
午後： 13時～15時30分 (受付時間： 12時30分～15時)  
※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※2月20日(金)の税務署相談日は受付時間が異なります。

【時間】 午前： 10時～12時 (受付時間： 9時30分～11時30分)  
午後： 13時～16時 (受付時間： 12時30分～15時30分)

## 税務署相談日は事前予約制です

- ★待ち時間短縮、混雑緩和のため、**税務署の職員による申告受け付けのみ、事前予約制**となります。
- ★**予約はインターネットで受け付けます。**(インターネット環境がない方は窓口税務課にご相談ください。)
- ★予約期間が決まっています。期間外は受け付けできませんのでご注意ください。詳しくは4ページを参照。

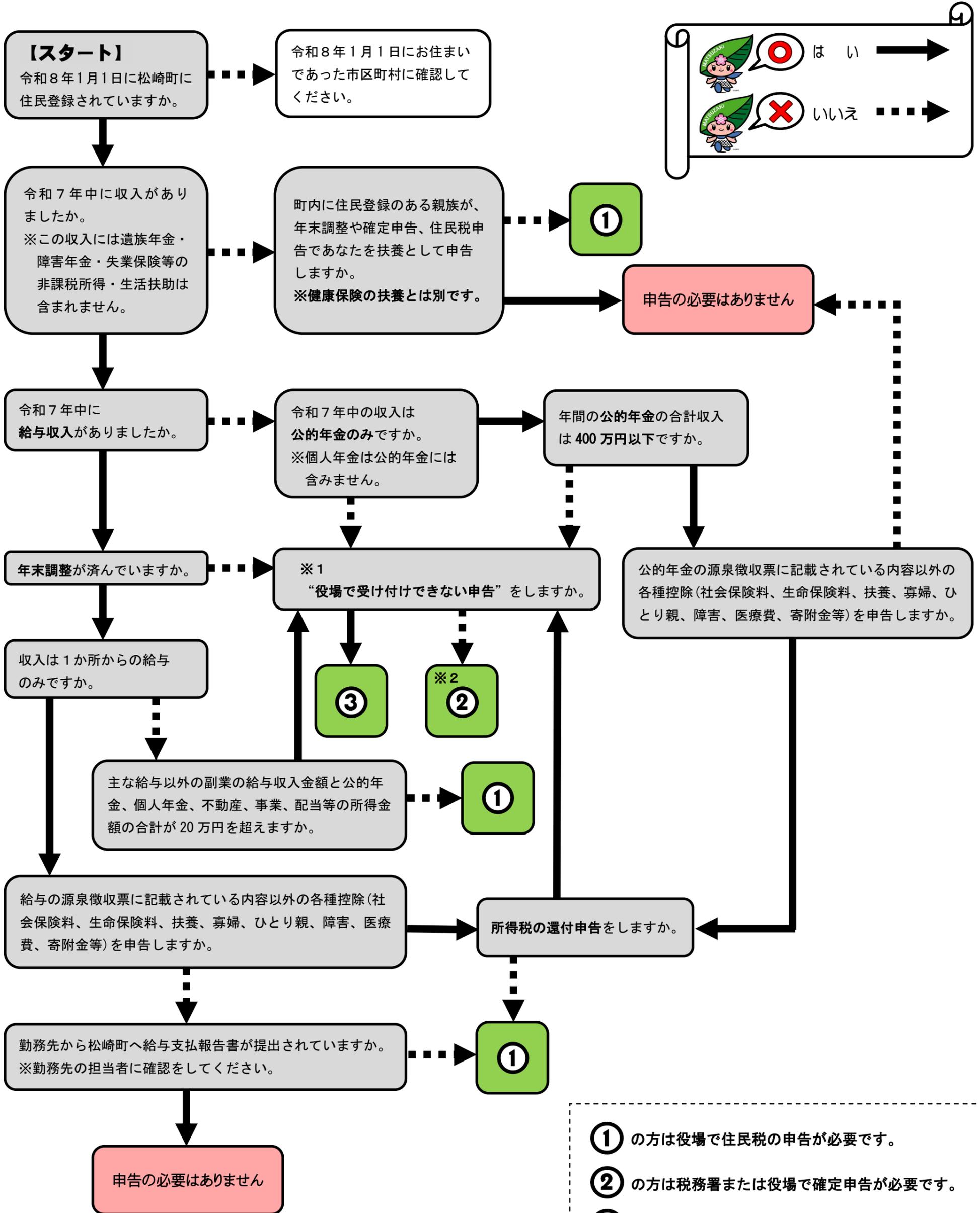
【予約受付期間】 1月16日9時～2月5日17時

### 注意事項

- \* **税務署相談の対象となるのは、町では受け付けできない青色申告、住宅借入金等特別控除の初年度の申告、損失申告、雑損控除の申告などをされる方(フローチャート③に該当する方)です。**
- \* 会場では、**税務署職員の指導のもと、ご自身でスマートフォンを操作し、申告書を作成していただきます。**マイナポータルアプリの事前インストール、暗証番号の確認をお願いします。
- \* 税務署職員の来庁は1名です。そのため、**譲渡所得(株式および土地・建物等の売却による所得)、贈与税および消費税の申告相談は町会場では受け付けできません**ので、税務署の申告会場(サンワーク下田)をご利用ください。なお、譲渡所得および贈与税の申告は、相談日を指定して行っております。(令和8年3月2日(月)～3月16日(月) \*土日を除く)
- \* **予約枠が埋まってしまった場合や町会場への出張相談日以外の上記申告は、税務署の申告会場をご利用ください。**
- \* **税務署相談日(2/20)は、町職員による住民税申告も、全地区の方を対象に受け付けます。こちらは事前予約は不要です。受付時間内に会場へお越しください。**

# 申告フローチャート

申告が必要かどうかを調べてみましょう



- ①の方は役場で住民税の申告が必要です。
- ②の方は税務署または役場で確定申告が必要です。
- ③の方は税務署で確定申告が必要です。

日程については  
申告受付日程表をご確認ください。



※1 役場で受け付けできない申告とは、青色申告や住宅借入金等特別控除の初年度の申告、損失申告、雑損控除の申告などです。

譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)の申告は、「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」でのみ行っております。

※2 所得控除の合計額が所得金額の合計額を超える方で、所得税が源泉徴収されていない方は住民税の申告が必要です。

# インターネット予約手順

## 1 予約フォームにアクセス

QRコードからアクセス  
もしくは「松崎町電子申請窓口」で検索

## 2 ログインまたはアカウントの登録

アカウントの登録にはメールアドレスが必要です

## 3 氏名、住所、電話番号を入力

## 4 希望の時間を選択

1 枠 45 分ずつです。ご希望のお時間を選択してください

## 5 予約完了! (完了のメールが届きます)



◀◀  
こちらの QR コードから、もしくは  
「松崎町電子申請窓口」で検索

### アカウントの登録について

予約には電子申請窓口へのアカウントの登録が必要です。ログイン画面下の「利用者の新規登録はこちら」から、登録ができます。

- 1 「利用者の新規登録はこちら」を選択
- 2 「個人として登録」を選択、利用規約に同意
- 3 メールアドレスを入力
- 4 入力したアドレスに届く 6 桁の認証番号を入力
- 5 パスワードの設定 (8 桁以上の英数字・記号)
- 6 氏名、住所、生年月日、電話番号を入力
- 7 登録完了!

## その他の注意事項

- ・所得税の確定申告について、簡易なものであれば申告相談を受け付けますが、**青色申告や土地建物、株式等の譲渡(分離課税)、住宅借入金等特別控除の初年度の申告などは町では受け付けできません**ので、下記の税務署からのお知らせをご覧ください、申告してください。
- ・**申告会場では該当地区の受け付けのみ行っております。**
- ・**事業収入(営業・農業・不動産)のある方は、事前に収支内訳書を必ず記入してきてください。医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書が必要となりますので、領収書等をまとめ、計算し作成しておいてください。**記入されていない場合は、原則記入してからの受け付けとしますので、ご承知おきください。
- ・確定申告書を作成済みで、確認の必要がなく税務署に提出するだけの方は、窓口税務課にお持ちいただければ、取りまとめのうえ税務署に提出しますので、**3月16日(月)まで**にお持ちください。  
※令和7年1月から、確定申告書の控えへの收受印の押なつが廃止されました。そのため、書面で提出する際は**正本(提出用)のみ**をお持ちください。

## 下田税務署からのお知らせ

### ★確定申告会場について

- ◀会 場▶ 下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 所在地: 下田市敷根761  
◀期 間▶ 令和8年2月16日(月)~令和8年3月16日(月)(土曜・日曜・祝日を除く)  
※上記の期間中、下田税務署では申告書の作成指導は行っておりませんのでご注意ください。  
◀時 間▶ 午前9時~午後5時(受付終了午後4時)※入場には「**入場整理券**」が必要です。

### ★無料税務相談

- ◀会 場▶ 下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 第二会議室  
◀開設日▶ 令和8年2月17日(火)~令和8年2月19日(木)  
◀時 間▶ 午前9時30分~正午、午後1時~午後4時  
※確定申告会場と同様に「**入場整理券**」が必要です。

国税庁LINE公式アカウント  
入場整理券のオンライン発行ができます



### ★その他

- (1) 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は**令和8年3月16日(月)**です。
- (2) 消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、**令和8年3月31日(火)**です。
- (3) 譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)および贈与税の申告相談は、「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」でのみ、相談日を指定して行っております。  
**令和8年3月2日(月)~3月16日(月) ※土日を除く**

◀問合せ先: 下田税務署 電話: 0558-22-0185▶  
※自動音声により案内しています。

税務署からのお知らせは広報まつぎき  
2月号にも掲載いたします。